

重要事項同意書

以下の事項を確認の上、各項目の確認欄に☑し、署名をお願いいたします。

同意事項		確認欄
1	市は、保護者に対し、申込内容の確認のため、電話または訪問する場合があります。	☐
2	市または園は、申込内容に虚偽等があった場合は、教育・保育給付認定や入園決定を取り消す場合があります。	☐
3	申込後に児童の入所について意思がなくなった場合は、保護者は、速やかに、園および市へ取下げの連絡をする必要があります。	☐
4	市は、収集した個人情報について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条の規定により、関係機関に提供する場合があります。	☐
5	市は、教育・保育給付認定及び施設利用に必要な市区町村民税の情報（同一住所者を含む）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した副食費の減免可否等について、利用（予定）施設等に対し通知します。	☐
6	支給認定証は任意交付のため、保護者は、支給認定証を必要とする場合は申請しなければなりません。	☐
7	保護者は、園が決定した納期限までに、給食費を必ず納付しなければなりません。給食費を滞納した場合は、園からの要請により、市が滞納分の回収に協力する場合があります。	☐
8	保護者は、世帯構成（婚姻、離婚、祖父母等と同居となった等）等、申込内容について変更があった場合は、直ちに、園および市へ届け出なければなりません。	☐
9	市または園は、児童の入園決定後、給食費等を支払わない等、客観的に合理的な理由がある場合、児童の入園決定を撤回することがあります。	☐
10	市外へ転出が決まった場合は、状況（退園、利用施設の継続利用等）に応じた手続きが必要になるため、保護者は、園および市へ、速やかに連絡をしなければなりません。	☐
11	児童について、特別な理由なく2ヶ月以上登園がない場合は、認定を取り消すことがあります。	☐

以上の事項について、同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名